

2021年1月22日

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部
部長 赤澤 公省 様

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
一般社団法人 日本自閉症協会
一般社団法人 全日本自閉症支援者協会
一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

行動障害児者への適した環境と適切な対応の確保を早期に求める要望書

平素より、知的・発達障害のある人たちとその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。私たちは、発達・知的障害児・者とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせることを願っております。

現在、強度行動障害とされる人や子ども（以下「強度行動障害児者」という。）への支援が十分とはいえない状況が少なからず生じております。強度行動障害児者は、時に顕著な行動上の課題が生じることから、希望しても生活介護の利用が進まず待機させられたり、短期入所やグループホームの利用を断られてしまったりといった残念な状況・実態にあると全国各地からの報告があります。

しかし、問題とされる行動の背景には感覚過敏などの特性、コミュニケーションの困難性、自分の置かれている環境に対する見通しの持ちにくさなどによるものがあります。それらの特性に配慮して、適した環境のもとで適切な支援を行えば、行動も落ち着き安定したものになることが多くの実践から明らかになっています。こうした「強度行動障害」とされる状態を改善する支援実態とその支援者を養成する取組みは、徐々にではありますが各地で広がっています。国においても行動援護事業に特化した行動援護従業者養成研修を発展させ、多くの支援者が強度行動障害支援者養成研修において基本知識を得るようになりました。

しかし、知識の取得だけでは、実践で十分に生かせる状況にはなっていません。研修で得られた知識を実践で生かすには、支援現場においてスーパーバイザー等の指導による実践的な研修・研鑽（OJT等）が求められています。支援者のスキルアップは、全国各地で報告されている強度行動障害児者のサービス利用が断られる現状を改善するために、急務といえます。

つきましては、強度行動障害児者支援に関する次の要望を一刻も早く実現していただ

きますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 全国どこであっても、強度行動障害児・者に対して、適した環境での適切な関わり（教育・支援）が、ライフサイクルに沿って一定水準で確保されるような体制の確立に向けて早急に具体的な計画を立案してください。
- 2 強度行動障害児者の障害特性を踏まえた関わりが教育や支援の基本となり、かつ一貫性のある体制で提供されるような仕組みを（仮称）行動障害支援センターのナショナルセンター構想として構築してください。障害児入所施設における滞留問題（いわゆる加齢児問題）が解消されていない背景には、児童期から成人へのさまざまな連携が十分とはいえない状況もあると考えられますので、児童期から成人期の切れ目のない支援体制の構築も重要な視点として捉えてください。
- 3 （仮称）行動障害支援センターは「全国」「ブロック」「都道府県」「障害保健福祉圏域」の4層構造とし、支援現場に最も近い障害保健福祉圏域も対象にして、支援者の養成、困難事例の情報共有を図るなど、横の連携を強化したネットワークによりさまざまなバックアップ体制を整え、行動障害支援の質の全国水準を引き上げてください。（別添「参考資料」を参照）
- 4 就学期における行動障害への支援が、家庭・教育・福祉で一貫性のある取組みとなるように国の基本体制を整えてください。まずは、厚生労働省と文部科学省による「トライアングルプロジェクト」（家庭と教育と福祉の連携強化）について、特に中高生年齢の強度行動障害児対応として具体化されるようにしてください。背景には、思春期にあたる中学から高校にかけて行動障害の頻度が増していくことが各種の調査結果で報告されていることにあります。原因は明確ではありませんが、思春期においては障害の有無にかかわらず不安定な状態になりやすいことが影響していると考えられます。

以 上

【事務担当】

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所（担当：又村（またむら））
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C
TEL：03-5358-9274 FAX：03-5358-9275 E-mail matamura@zen-iku.jp

強度行動障害児者の支援水準を全国的に引き上げるためのイメージ

（目指す姿）

全国に1か所、都道府県（政令指定都市）には最低でも1か所以上の「行動障害支援センター（仮称）」が設置され、全国どこであっても、強度行動障害とされる人や子ども（以下「強度行動障害児者」という。）に対する一定水準以上の適切な支援が受けることができる状態を目指す。

（支援階層）

行動障害支援センターは「全国」「ブロック」「都道府県」「障害保健福祉圏域」の4層構造とし、それぞれを「ナショナルセンター」「ブロックセンター（北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州）」「都道府県センター」「圏域／地域センター」と呼称する。

（期待される役割）

各階層の行動障害支援センターに求められる主な役割は次のとおり。

ナショナルセンター・・・強度行動障害児者支援に関する派遣型スーパーバイズの提供、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム研究、行動障害のある人の地域生活支援事例収集と好事例の水平展開、研修・啓発の企画運営、全国行動障害支援センター協議会（仮称）事務局など

全国各地の支援現場をバックアップするための全国的な情報提供を基本としたネットワーク作りの要としての機能がナショナルセンターに求められる。

ブロックセンター・・・ナショナルセンターからのサポートを得ながらの都道府県センターに対するスーパーバイズ、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修の実施、緊急対応やトリートメントの機能の提供（期間限定利用を前提としたグループホーム（日中サービス支援型）と短期入所サービスの実施）

都道府県センター・・・ブロックセンターからのサポートを得ながらの管内事業所（強度行動障害児者を支援する事業所）や職員に対するスーパーバイズ、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修の実施、緊急対応やトリートメントの機能の提供（期間限定利用を前提としたグループホーム（日中サービス支援型）と短期入所サービスの実施）、教育委員会との連携による校内環境設定支援、ペアレントサポートやきょうだい

サポートの実施

- 圏域／地域センター** ・ ・ 都道府県センターの出先的な位置付けとして、障害保健福祉圏域を対象とした管内事業所（強度行動障害児者を支援する事業所）や職員に対するスーパーバイズ、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修の実施、教育委員会との連携による校内環境設定支援、ペアレントサポートやきょうだいサポートの実施

以 上